

糸魚川市地域づくり活動支援事業審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、糸魚川市地域づくり活動支援事業補助金交付要綱（平成24年糸魚川市告示第216号。以下「補助金交付要綱」という。）第16条第1項に規定する地域づくりプラン審査委員会（以下「委員会」という。）が同条第2項に基づいて行う審査の方法について、必要な事項を定めるものとする。

(審査の方法)

第2条 審査は、書類審査により行う。この場合において、糸魚川市地域づくりプラン審査委員会設置要綱（平成25年糸魚川市告示第55号）第6条第5項に基づき、関係者の出席を求めることができる。

2 審査を行う書類は、補助金交付要綱第15条又は第18条に規定された書類とする。

3 委員は、次条から第5条までの規定により、補助金交付要綱第16条第2項に規定する事項について審査を行い、地域づくり活動支援事業審査書（様式第1号）を作成する。

4 委員会は、各委員の評価により、総合的に審査を行うものとする。

(評価項目、評価の視点及び配点)

第3条 評価項目並びに評価の視点及び配点は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1に規定する点数については、委員1人当たりの点数とする。

(評価区分)

第4条 委員は、別表第2に定める評価区分により評価を行う。

(事業区分)

第5条 補助金交付要綱第8条第1項第2号に規定する事業は、次により区分する。

(1) アは、出席委員の平均点が60点以上のものとする。

(2) ウは、出席委員の平均点が60点未満のものとする。

(審査結果の報告)

第6条 委員会は、第2条第4項による審査結果について、地域づくりプラン審査結果報告書（様式第2号）により市長に報告する。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

項目	視点	配点	
公共性・公益性	市の発展及び地域の活性化につながるか。	5	15
	不特定多数の市民への貢献度は高いか。	5	
	事業の必要性及びニーズは高いか。	5	
計画性・実現性	事業内容の計画性は高いか。	5	15
	適切な予算計画及び内容となっているか。	5	
	事業の実施体制は適切か。	5	
継続性・自立性	事業を継続するための工夫はなされているか。	5	15
	今後の事業計画はどうか。	5	
	自立継続を目指した資金計画となっているか。	5	
先進性・発展性	事業の先進性は高いか。	5	15
	他団体への波及効果が見込めるか。	5	
	今後の活動の発展性が見込めるか。	5	
事業効果・有効性	事業実施で得られる成果が具体的に示されており、費用対効果は適切か。	10	40
	地域の課題解決及び目標実現に向けて有効な手段が用いられているか。	10	
	今後の事業実施に当たり、地区住民の参加及び参画が見込めるか。	10	
	事業の実施により地区の活性化につながるか。	10	

別表第 2（第 4 条関係）

点数	評価	説明
5	大変良い	評価の視点を十分に満たし、事業として高く評価できる。
4	良い	評価の視点を満たし、事業として評価できる。
3	普通	評価の視点をおおむね満たし、事業として問題ない。
2	多少問題あり	評価の視点を満たしておらず、事業として多少問題がある。

1	問題あり	評価の視点をほとんど満たしておらず、事業として問題がある。
---	------	-------------------------------

備考

別表第 1 に定める事業効果・有効性については、点数を倍にする。

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）